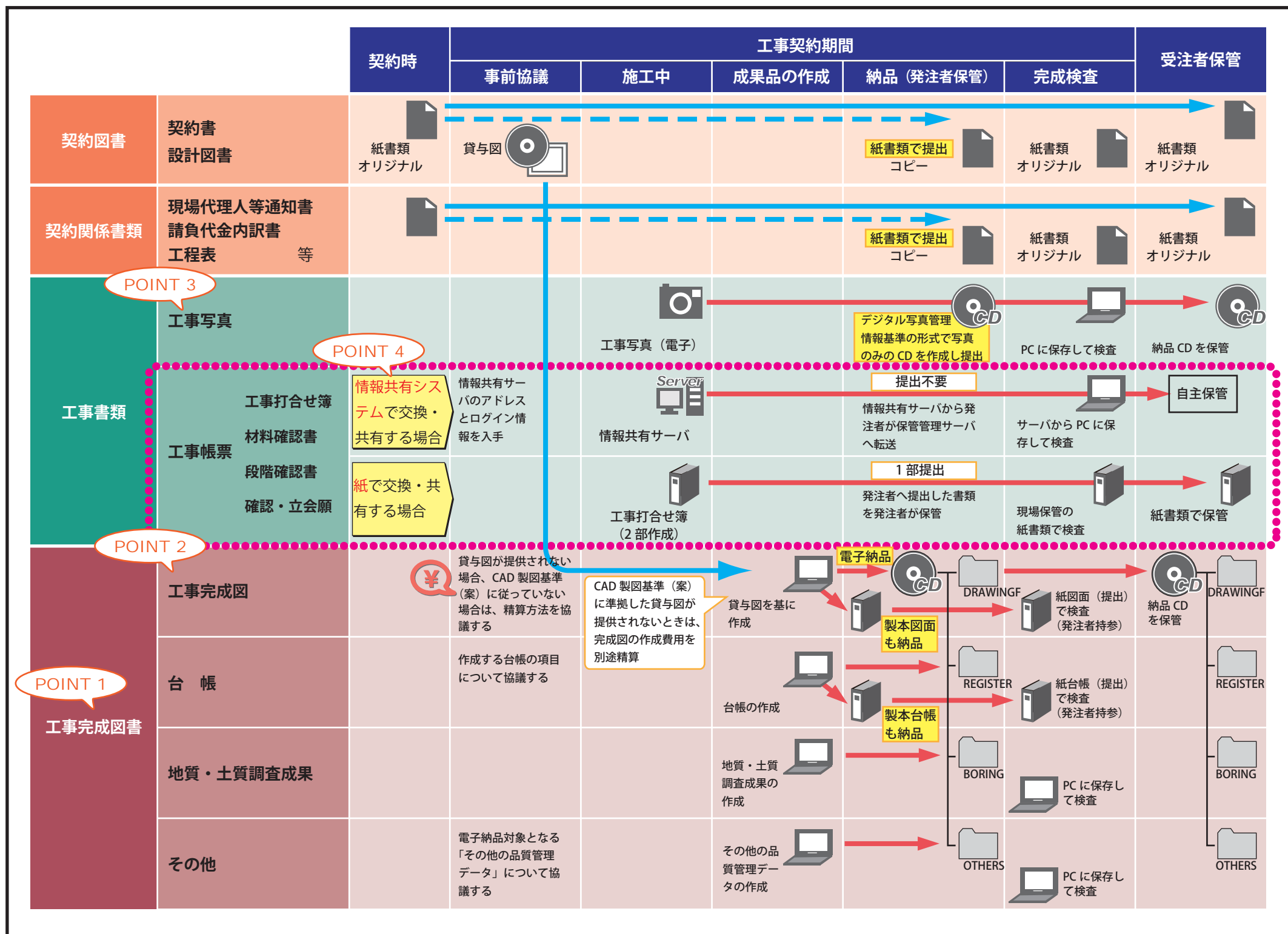


今回の電子納品に係る改定点の概要

適用される事業

- ・河川事業
- ・道路事業
- ・公園事業

<図解>土木工事における納品・検査の流れ



POINT 1

電子納品するものは、「工事完成図書」(工事完成図・台帳・地質土質調査成果・その他)のみ

- ・「契約図書」「契約関係書類」は、紙で提出する。
- ・施工中に、情報共有システムを利用せず紙でやりとりした「工事書類」は、紙で提出する。
- ・「工事完成図」「台帳」は、電子だけではなく紙でも納品する。
- ・「地質土質調査成果」と「その他」(ある場合のみ)は電子のみで納品する。

POINT 2

「工事完成図」用のデータは、発注者から貸与される

- ・貸与されたデータが、CAD 製図基準 (案) に準拠していない場合、貸与されたデータ形式と異なる形式で納品を求められた場合および貸与されない場合は、かかった費用については請求できる。

POINT 3

工事写真は電子データで提出しても良い

- ・デジタルカメラで撮影した「工事写真」は、「デジタル写真管理情報基準」に従って電子データで提出できる。(「工事完成図」「台帳」とは別の媒体で提出)

POINT 4

情報共有システムを利用した場合

- ・情報共有システムを利用して、「工事書類」をやりとりした場合は、「工事書類」の提出は不要である。(情報共有システムから発注者が必要な書類をダウンロードする。また、受注者も必要書類をダウンロードできる)
- ・情報共有システムを利用しない場合は、「工事書類」の内、工事帳票類の提出は紙とする。
- ・情報共有システムの利用にあたっては、新しく発行された「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」を参照する。
- ・情報共有システムの選定は発注者が行う。
- ・情報共有システムの利用に係る ID 費用 (利用 ID のすべて)、ASP 運用費用 (ヘルプデスクへの対応) は、発注者の負担で行う。